

1 利用者（被保険者）

要介護認定区分	要介護 要支援	有効期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
---------	--------------	------	---

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名：たけだテクノエイドセンター	所在地： 福島県会津若松市湯川町1-58	
管理者の氏名：折笠 忍	電話番号：080-8602-4957	FAX番号：0242-27-3900
事業所番号：第 770202455 号	サービス種類：福祉用具販売	
サービス提供地域：会津地区全域		
法人名称： 一般財団法人 竹田健康財団	理事長 竹田 秀	所在地：福島県会津若松市山鹿町3-27

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	計	業務内容
管 理 者	福祉用具専門相談員	1		1	従業員の管理及び業務指示
サ ー ビ ス 従 事 者	福祉用具専門相談員	2		2	福祉用具の相談、選定、納品等
事 務 職 員					

(3) サービス提供の時間帯

営業日	月～金曜 ８：２０～１７：００
営業しない日	第１・第２・第４土曜、日曜、年末年始

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

ただテクノエイドセンターが実施する事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資することを目的とする。

(2) 運営方針

- ・ 指定福祉用具販売は、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うこと。
- ・ 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する指定福祉用具を販売すること。
- ・ 提供する指定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- ・ サービス実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

4 サービスの内容及び提供について

- (1) 利用者の心身の状況、希望、住居環境等を踏まえて、適切な福祉用具の選定の援助、設置、調整適合、使用方法の説明を行い販売します。なお、搬入及び搬出の日時は、利用者及び家族の希望に応じます。
- (2) 事業者は福祉用具の利用に当たって、事故防止のための注意事項を説明し、取扱い説明書を交付します。
- (3) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (4) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

5 支給申請の種類及び支払いについて

(1) 償還払いによる支給申請	購入にかかる費用を全額お支払い頂き保険給付分を請求する方法です。
(2) 受領委任払いによる 支給申請	保険給付分を除く自己負担分を登録業者にお支払いいただき、本来受け取るべき保険給付分は申請に基づき市区町村が業者へ給付する方法です。

- (3) サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として負担割合に応じて1～3割のお支払いいただきます。

- (4) サービスが介護保険の適用を受けない商品については、利用料全額（10割）をお支払いいただきます。
- (5) 事業者は、利用者から利用者負担金の現金支払いを受けたときは、領収書を発行します。
- (6) その他の費用（お客様にご了承の上、費用を別途お支払いいただきます。）
- (7) 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限額は、要介護度にかかわらず同一年度内で10万円までとなります。
- 保険給付額はそのうち自己負担割合を除いた金額となります。なお同一年度の判断は購入日（領収日）基準とします。

サービス提供確認事項	☐ 適合確認 ☐ 使用方法、注意事項説明 ☐ 取扱説明書交付 ☐ 使用前点検
------------	--

6 指定特定福祉用具販売の種目、品名及び販売費用について

種目	品名	販売費用
腰掛便座		
入浴補助用具		
簡易浴槽		
移動用リフトのつり具の部分		
歩行補助杖、歩行器、スロープ		
お支払い額合計（消費税は表示販売料金に含まれます。）		円

※記入しきれない場合は別紙にて料金のご説明させていただきます。

7 キャンセル料

開封後の商品は、お客様に再度販売することができませんので、返品をお受けしておりません。

初期不良商品に関しましては、交換対応となります。

8 個人情報の取り扱い

利用者の個人情報については個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は定める個人情報保護に関する規程に従い、誠実に対応します。

9 事故発生時の対応

サービスの提供に関して事故が発生した場合には、市町村、ご家族、居宅支援事業所等に速やかに連絡して必要な処置を講じます。また、事業者が賠償すべき事故である場合は損害賠償を行います。

10 苦情相談、苦情対応窓口

担 当 者	高 浜 祐 人	電 話 : 080-8602-4958	
-------	---------	---------------------	--

公の機関相談窓口	電話番号	公の機関相談窓口	電話番号
福島県国民健康保険団体連合会	024-523-2871		
会津若松市健康福祉部高齢福祉課	0242-39-1242		

1 1 損害賠償責任保險

保険会社及び保険内容	
------------	--

12 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 福祉用具の利用は、取扱説明書に従って使用、管理していただきますようお願い致します。
故意または過失により、通常の使用状態を超える損傷が認められる場合には、協議の上、修理費用をご請求させていただくことがあります。
- (2) 現在入院中・入所中の福祉販売の申請は原則できません。入院の際には担当ケアマネジャーへ連絡してください。
- (3) サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

重要事項説明日 年 月 日

利用者及び代理人

住所

続柄

氏名

印

説明者

印